

議案第7号

鹿屋市職員定数条例の一部改正について

鹿屋市職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市職員定数条例の一部を改正する条例

鹿屋市職員定数条例(平成18年鹿屋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「573人」を「608人」に改め、同項第8号中「50人」を「45人」に改め、同項中「810人」を「840人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

定年引上げによる高齢職員の増加見込み及び新規採用計画を踏まえて策定する第3次鹿屋市定員管理計画の職員目標数を条例の定数に反映させることについて所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。